

訪問介護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 さくら介護サービス
主たる事務所の所在地	〒945-0054 柏崎市日石町1番12号
代表者（職名・氏名）	代表取締役社長 山添 真二
設立年月日	平成15年9月18日
電話番号	0257-23-0170

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護の桜寿	
サービスの種類	訪問介護	
事業所の所在地	〒945-0054 柏崎市日石町1番12号	
電話番号	0257-23-0170	
指定年月日・事業所番号	平成27年6月1日指定	1570501310
管理者の氏名	浅野 合子	
通常の事業の実施地域	柏崎市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から木曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、営業時間外のサービスの提供については、利用者の希望に応じて対応します。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1人
サービス提供責任者	1人以上
訪問介護員等（介護福祉士 及び 介護職員初任者研修課程修了者）	2.5人以上（常勤換算）

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	浅野 合子
--------------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割（平成27年8月から）または3割（平成30年8月から））の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

以下、「利用者負担金」欄は1割負担の場合の金額です。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照
身体介護 中心型	20分未満	1,630円	163円
	20分以上30分未満	2,440円	244円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円
	1時間30分以上	30分増すごとに820円を加算	30分増すごとに82円を加算
引き続き「生活援助」を算定する場合		25分増すごとに650円を加算 (生活援助の所要時間が20分以上の場合に限る。)	25分増すごとに65円を加算
生活援助 中心型	20分未満		
	20分以上45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,200円	220円

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
生活機能向上連携 加算Ⅱ	指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士またはリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が、指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、共同して利用者の心身の状況等を評価した上で生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合 (1回につき)	1,000円	100円

特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	所定単位数×10%
夜間・早朝・深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	所定単位数×25%
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	所定単位数×50%
中山間地域等における小規模事業所加算※	中山間地域（新潟県の場合は全域）において、小規模事業所（訪問200回以下／月）の訪問介護員等がサービス提供した場合	所定単位数×10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	中山間地域（新潟県の場合は全域）において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	所定単位数×5%
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	所定単位数×24.5%

【減算】

減算の種類	減算の要件	減算額
同一建物居住者に対する訪問減算※	事業所と同一の建物の居住者に訪問した割合が90%未満の場合	所定単位数×10%
	事業所と同一の建物の居住者に訪問した割合が90%以上の場合	所定単位数×12%

（注）※印の加算及び減算は、区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（２）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（３）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月（20日＝地域ネット、27日＝全国ネット、祝休日の場合は翌営業日）に、あなたが指定する口座より引き落としします。毎月支払請求分を口座自動振替方式の方法でお支払いいただきます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	- -
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄)	()
	電話番号	- -

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0257-23-0170
	面接場所	当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	柏崎市介護高齢課	電話番号 0257-21-2228
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

1 4. 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じています。
- (2) サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 新潟県柏崎市日石町1番12号

事業者（法人）名 株式会社さくら介護サービス

代表者職・氏名 代表取締役社長 山添 真二 印

説明者職・氏名 管理者 浅野 合子 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名 印